

標題

Singapore 籍船に搭載される離れた生存艇設置場所におけるイマーションスーツの搭載要件について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0763
発行日 2009 年 1 月 9 日

各位

この度シンガポール政府より、IMO Res.MSC216(82)による SOLAS Reg.III/32.3.3 の改正に伴う Reg.III/31.1.4 で要求される、追加の救命いかだを積みつける場所における当該国籍船に搭載されるイマーションスーツに関しまして、以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

これにより 2006 年 7 月 6 日発行の弊社テクニカル・インフォメーション No.TEC-0667 2. (6)及び(8)における、シンガポール籍船に搭載されるイマーションスーツへの要件に関しましては、下記の通り変更されました。

- (6) Reg.III/31.1.4 で要求される追加の救命いかだを積みつける場所には、少なくとも 2 つのイマーションスーツを備えること。
- (8) 船首部に乗組員が従事する作業場所がある場合には、当該作業場所に作業員数分の追加のイマーションスーツを備える。ただし、そのような場所に乗組員が単に行き来するだけの場合には、当該場所にはイマーションスーツを備える必要はない。

尚、Reg.III/31.1.4 で要求される追加の救命いかだを積みつける場所に近接している船首部が作業場所とみなされる場合は、当該作業場所での通常の作業員数に応じ、追加の救命いかだ用に備えられたイマーションスーツの一部もしくは全てを、船首部の作業員数分のイマーションスーツとして使用することができる。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。